## 仕様書

1 業務名

八窓庵等冬期仮設養生上屋設置撤去業務

2 設置場所

札幌市中央区中島公園1番地の内(中島公園日本庭園内。別紙1位置図参照)

3 設置撤去点検期間

契約の日から令和8年4月24日まで

4 仮設養生上屋の仕様(別紙2参考図面参照)

以下の仮設養生上屋を設置撤去する。

- ※ 当該仮設養生上屋は、建築基準法上の建築物ではないが、足場の転倒防止及び積 雪荷重は同法に準拠して算定するものとする。
  - (1) 八窓庵等仮設養生上屋
    - ・床面積86㎡以上、内空有効高さ4.5メートル以上、屋根フラット(水勾配)
    - ・出入り口1か所(施錠付)を設けること。
    - ・既存基礎ブロックを利用した基礎型式とし、積雪荷重は50cmを考慮する。
    - ・各種強度計算を実施し、施工前に提出すること。
    - ・八窓庵を雪害から防護するため、養生内に極力雪が入り込まない構造とする。
    - ・地面接地部に小動物侵入防止用巾木を設けること。
  - (2) 梅見門仮設養生上屋
    - ・八窓庵敷地内に設置の梅見門の屋根を養生するための仮設屋根を設置する。
    - ・床面積9㎡以上、内空有効高2.4メートル以上、屋根フラット(水勾配)
    - ・梅見門を雪害から防護するため、養生内に極力雪が入り込まない構造とする。
- 5 仮設養生上屋の設置及び撤去

仮設養生上屋は、八窓庵等を雪害から防護するため2に定める場所に設置するが、夏期(中島公園日本庭園の開園期間。概ね4月下旬~11月上旬まで開園)は文化財公開の必要性があるため撤去する。

上屋の設置・撤去作業時には、6に定める仮設出入口を設置すること。

(1) 設置

設置作業は、日本庭園閉園後(令和7年11月4日閉園予定)から根雪前(12月上旬)までに開始すること。

(2) 撤去

撤去作業は、令和8年4月17日までに完了させること。

6 仮設出入口(冬期仮設養生上屋設置及び撤去時)

閉園中の日本庭園の北・南門は使用不可のため、作業の際は北門近くの板羽目おろし の門を一時取外し、ガードフェンスを設置して作業出入口とする。

7 部材等搬出入時の安全管理

中島公園内の施設等を傷めないように注意すること。

現場周辺まで進入できる重機のサイズが限られることから、委託者及び公園管理事務

所に確認すること。

作業中の周辺歩行者等の安全は、ガードマン等を配置し、確保すること。

## 8 その他

仮設養生上屋の設置及びその維持管理等にあたっては、国指定重要文化財である八窓 庵及び付設の三分庵、水屋の保存に影響を及ぼすことのないよう、細心の注意を払うこ と。

また、仮設養生上屋設置期間中の点検・整備(※)も含むものとするが、設置の際の樹木等支障物への対応及び冬期間の屋根雪下ろしは本業務には含まず別途発注とする。

本仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者が相互に協議の上、調整するものとする。

## ※保守点検時期

次の気象条件が予想または発生した時に点検を行うものとする。(安衛則第567条) 目安

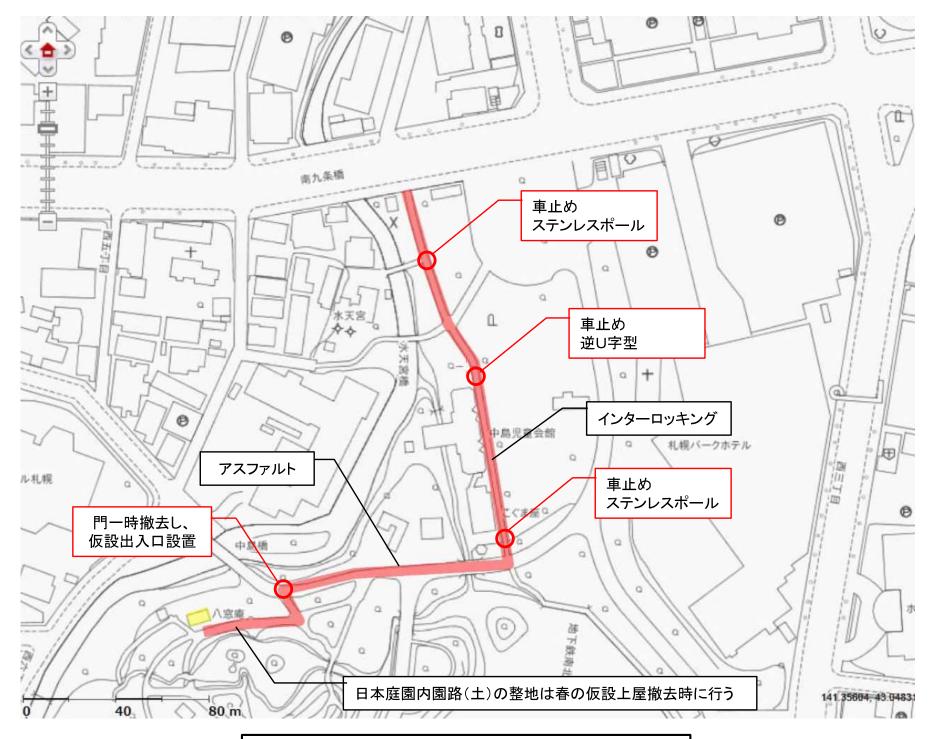
1) 大雪 (1回の降雪量が25cm以上の雪の場合)

2) 強風 (10分間の平均風速が毎秒10m以上の場合)

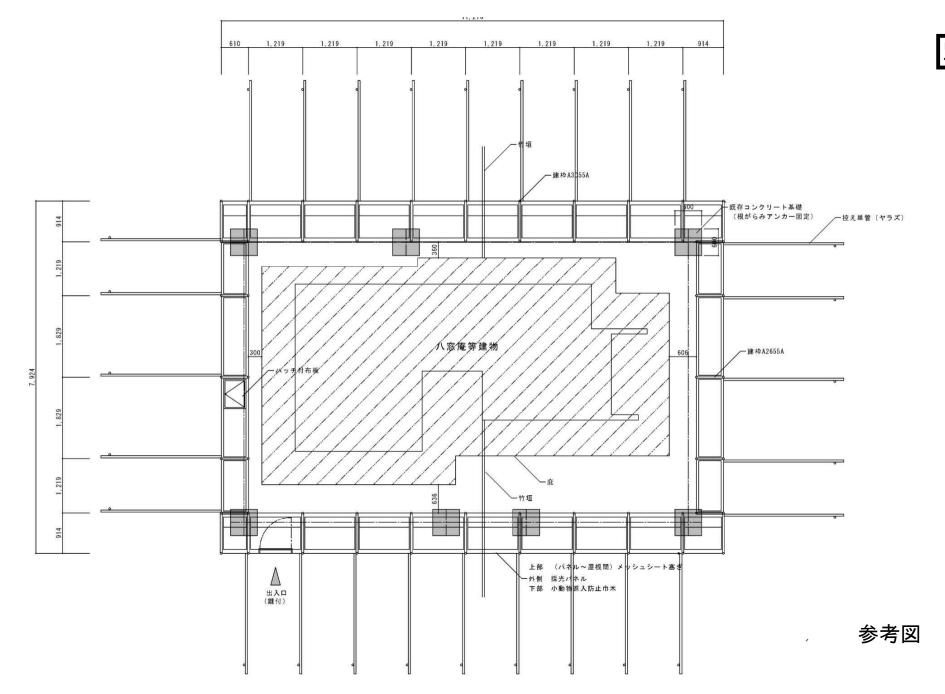
3) 地震 (中震(震度4) 以上の場合)

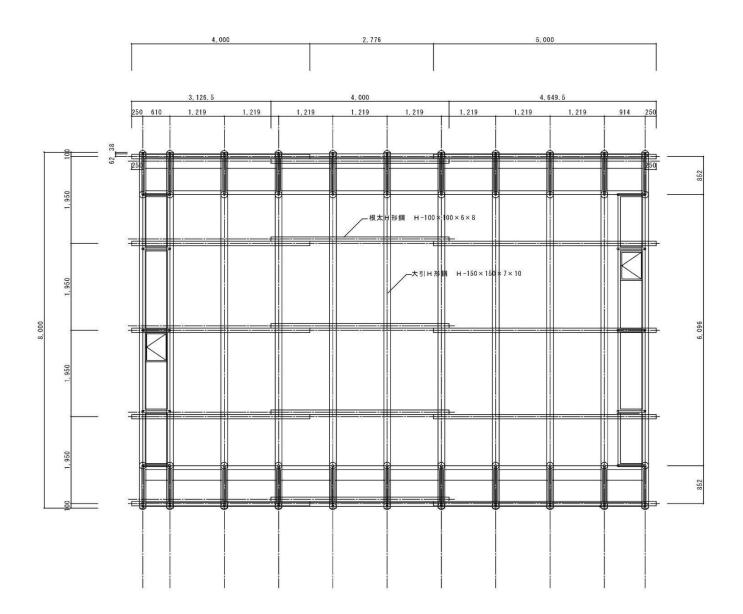
4) 大雨 (1回の降雨量が50mm以上の雨の場合)

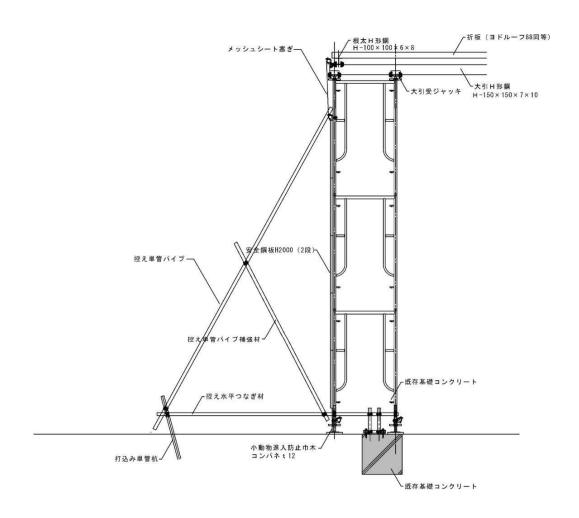
・点検の際には、写真撮影および屋根上堆雪量を報告する事

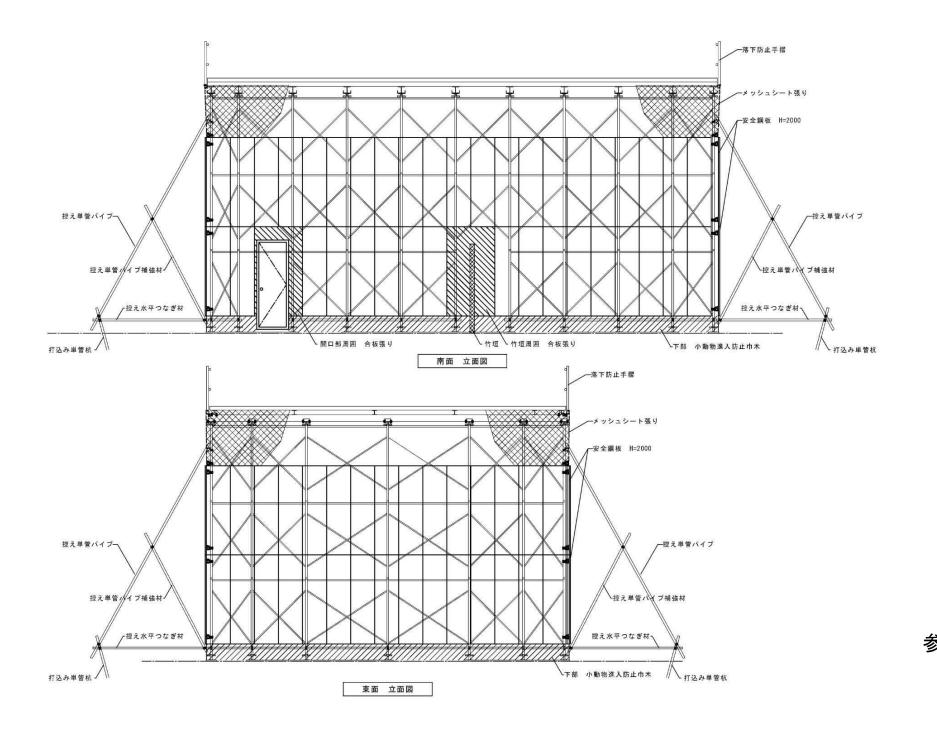


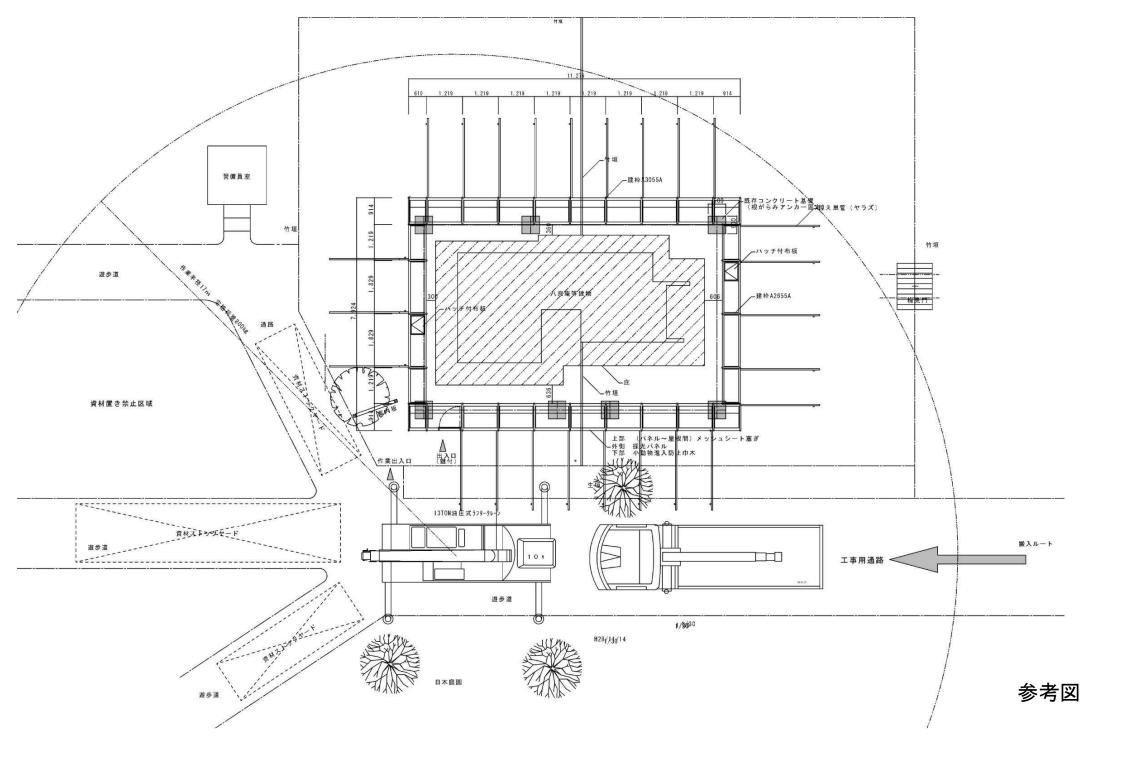
(別紙1)位置図及び車両進入経路図

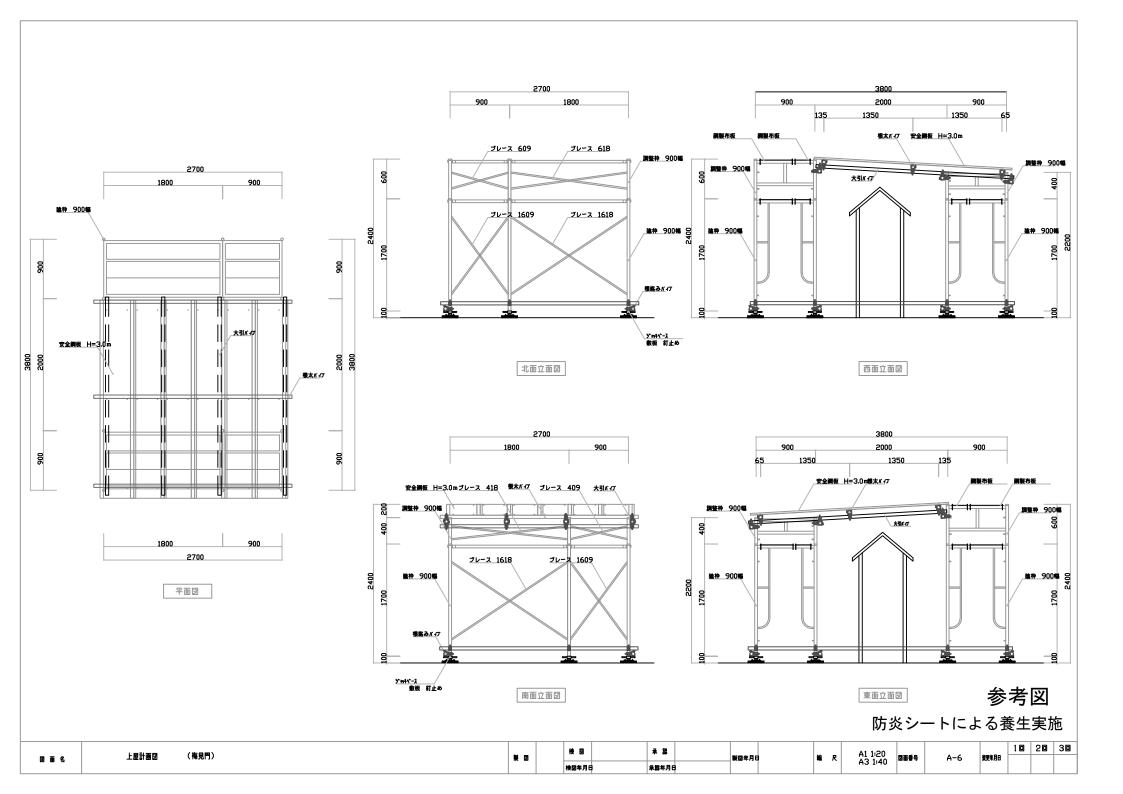


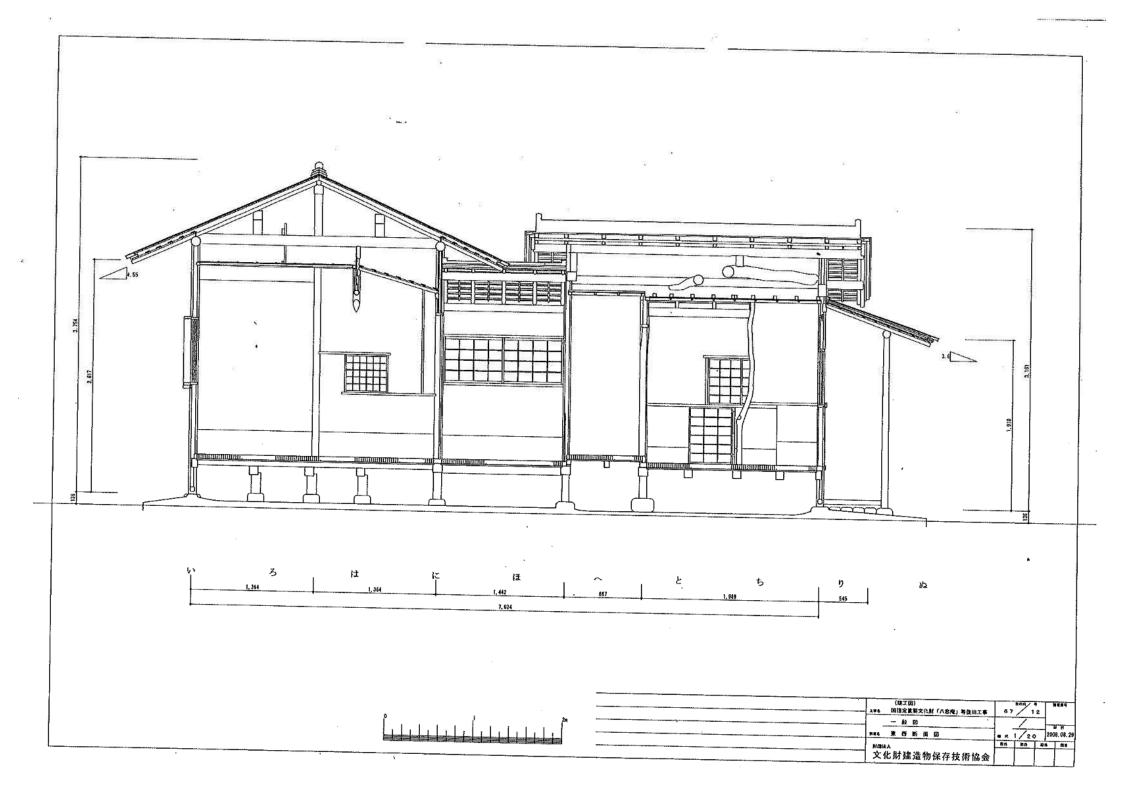


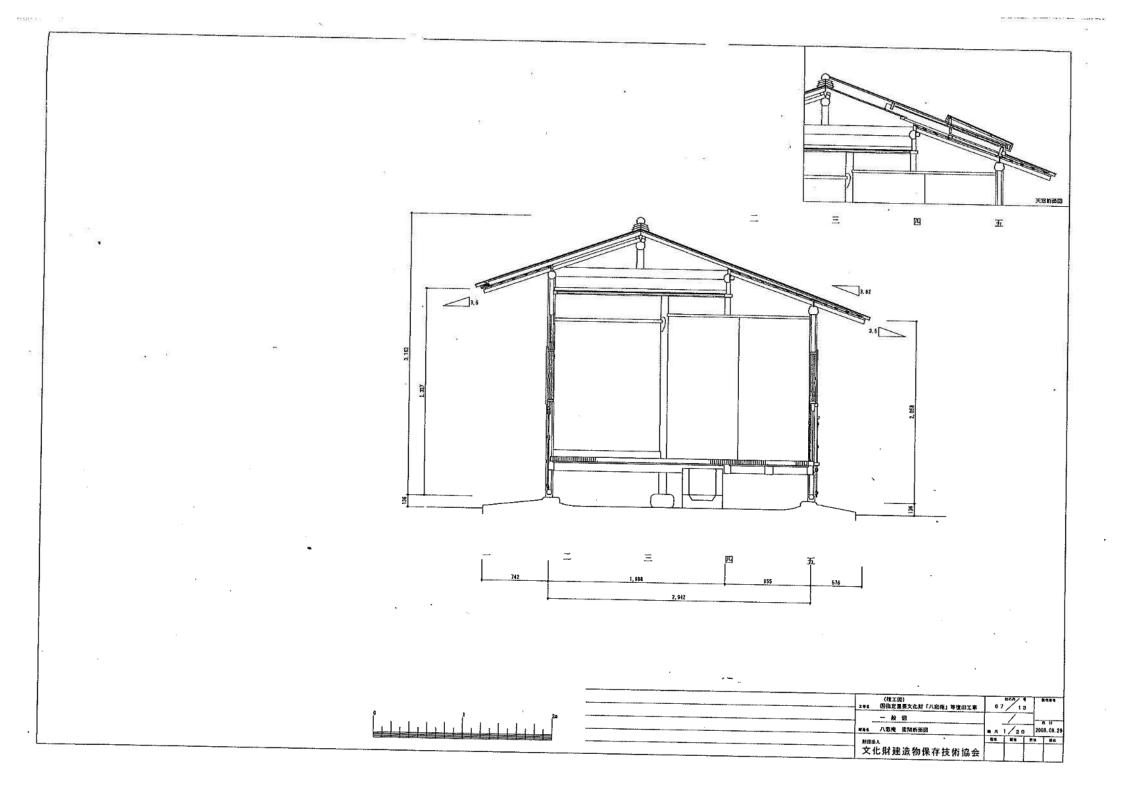












· //窓庵図面(平面、立面、断面)